# ■ 特別活動 ■

# I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

# 1 改訂の趣旨

- 各学校において特色ある取組が進められているが、各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につなげるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。
- 社会参画の意識の低さが課題となる中で,自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること,キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいことがある。

### 2 改訂の要点

# (1)目標の改善

# ① 【特別活動における見方・考え方】

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」…自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけること。

### ② 目標の構成の改善

- ・「人間関係形成」,「社会参画」,「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱((1)「知識及び技能」,(2)「思考力,判断力,表現力等」,(3)「学びに向かう力,人間性等」)に沿って目標を整理した。
- ・特別活動は各活動(学級活動,児童会活動,クラブ活動)・学校行事で構成されているが,全て第1の目標に示した「資質・能力」を身に付けることを目指して行うものであるとし,各活動・学校行事それぞれについての目標いずれも,第1の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示した。

# (2) 指導内容の改善

### ① 内容の構成の改善

### [学級活動]

- ・これまで、いずれの学年においても取り扱う内容を〔共通事項〕とし、(1)、(2)の二つに 分類していたが、今回、キャリア教育の視点から(3)を設け、三つに分類・整理した。
- ・学級活動の内容の取扱いにおいて、[第1学年及び第2学年][第3学年及び第4学年][第5学年及び第6学年]の各段階で特に配慮すべき事項を示した。

# ② 学習内容の改善・充実

### [学級活動]

- ・学習の過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
- ・総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、児童が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

# [児童会活動]

・内容の(1)を「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」とし、児童が主体的に組織をつくることを明示した。

・ 運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮することを示した。

# 〔クラブ活動〕

・児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることを明示した。

# [学校行事]

- ・自然の中での集団宿泊活動等の体験活動を引き続き重視することとした。
- ・健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

# ② 学習指導の改善・充実

- ・特別活動の深い学びとして、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ・学級活動における児童の自発的,自治的な活動を中心として,各活動と学校行事を相互に関連付けながら,学級経営の充実を図ることとした。
- ・いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ・異年齢集団による交流を重視するとともに、障がいのある児童との交流及び共同学習など多様 な他者との交流や対話について充実することを示した。

# 3 具体的な改善事項 (別紙)

### Ⅱ 移行措置

### 1 移行期間中の特例

○ 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。

### 2 移行措置の解説

# (1) 移行措置の内容

・平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第6章 特別活動の規定に沿って行うものとする。

# (2) 学習指導上の留意事項

- ・第6章の第2〔学級活動〕の3の(2)に示されている,2の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導の際に活用する「児童が活動を記録し蓄積する教材等」については,文部科学省等が提供する各種資料等を活用しつつ,各地域,各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。
- ・指導に当たっては、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにしたり、プライバシーや個人情報保護に関して適切な配慮を行なったりすることも求められる。

# 3 具体的な改善事項

### 学習指導要領の記述 (抜粋)

# 解説と補足

# I 改訂の趣旨と要点

※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解 説 特別活動編」の「2 特別活動改定の趣旨及び 要点」参照。

# Ⅱ 目標及び内容

#### 第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活,人間関係の課題を見いだし, 解決するために話し合い,合意形成を図ったり,意 思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的,実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして,集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに,自己の生き方についての考えを深め,自己実現を図ろうとする態度を養う。

# 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕

# 1 目標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 学級生活の充実や向上のため、児童が主体的に組

#### 【目標の前文】

・「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、… …集団や自己の生活上の課題を解決することを通 して」は、これまでの特別活動の目標において「望 ましい集団活動を通して」としてきたものを、よ り具体的な学習の過程として示した。

#### 【目標(1)~(3)】

・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という 三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の 三つの柱((1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判 断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性 等」)に沿って目標を整理。

各活動(学級活動,児童会活動,クラブ活動)及び学校行事で育成する資質・能力も,それぞれ別個のものではなく,すべてこの第1の目標の実現に向けていくものであるとしている。

よって、このあとの各活動及び学校行事の「目標」 の末尾すべてに「…を通して、第1の目標に掲げる 資質・能力を育成することを目指す」としている。

#### 【〔学級活動〕目標】

・前半の「解決するために話し合い,合意形成し, 役割を分担して協力して実践したり」が、学級活動 の内容の(1)における一連の活動、後半の「学級で の話合いを生かして~(中略)~意思決定して実 践したりする」が、(2)(3)における一連の活動を それぞれ示している。

#### 【〔学級活動〕 内容 全体】

- ・(1)が「集団としての合意形成」について, (2)(3)が「一人一人の意思決定」について, 指導する内容として整理してある。
- ・ア、イ、ウ・・・の項目のみを示していたものを、全 ての項目について具体的な学習過程を示した。

# ■(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

・「特別活動の自発的、自治的な活動の中心となる内容」と解説に明記。

### イ 学級内の組織づくりや役割の自覚

・現行「分担処理」という表記が「役割の自覚」に 変更。 織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、 協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

児童会など学級の枠を超えた多様な集団における 活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るた め、学級としての提案や取組を話し合って決めるこ と。

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
  - ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を 身に付け、節度ある生活にすること。

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校の生活において互いのよさを見付け, 違いを尊重し合い,仲よくしたり信頼し合ったりし て生活すること。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進す ることや、事件や事故、災害等から身を守り安全に 行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習 慣の形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事の とり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、 食事を通して人間関係をよりよくすること。

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
  - ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり,自己を生かそうとするとともに,希望や目標をもち,その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自 覚して協働することの意義を理解し、社会の一員と して役割を果たすために必要となることについて主 体的に考えて行動すること。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現 とのつながりを考えたり、自主的に学習する場とし ての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見 通しを立て、振り返ること。

# 3 内容の取扱い

- (1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に 配慮すること。
- [第1学年及び第2学年]

話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解し

# ■(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び 健康安全

- ア 基本的な生活習慣の形成
- ・現行(2)のイから。幼保からの接続が大切。
- イ よりよい人間関係の形成
- ・現行(2)のウから。「望ましい」を「よりよい」と し、常に向上を目指すことを意図。
- ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- ・現行(2)のカから。
- エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
- ・現行(2)のキから。

#### ■(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ・新設だが、内容は現行の(2)から「キャリア形成と自己実現」に関するものを取り出し、整理したものになっている。
- ・総則第4の(3)には、「<u>特別活動を要とし</u>つつ、・・・ キャリア教育の充実を図る」と明記されている。
- ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や 態度の形成
- ・現行(2)のアから。「現在や将来に」を追加。
- イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解
- ・現行(2)のエから。「清掃などの当番活動等の役割と」が「社会参画意識の醸成や」に変更。
- ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
- ・現行(2)のオから。前に「主体的な学習態度の形成と」を追加。

#### ■3 内容の取扱い

・これまでは、「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」として最後にまとめて示していたものを、今回の改訂に当たって、各活動及び学校行事それぞれについて、関わる内容だけを取り出し、それぞれに項目として起こした。(全てに関わる内容は今までどおり第3の項に示してある。)これまで以上に、それぞれの特性を生かした指導が求められている。

て行動し,生活をよくするための目標を決めて実行 すること。

### 〔第3学年及び第4学年〕

理由を明確にして考えを伝えたり、自分と異なる 意見も受け入れたりしながら、集団としての目標や 活動内容について合意形成を図り、実践すること。 自分のよさや役割を自覚し、よく考えて行動するな ど節度ある生活を送ること。

#### [第5学年及び第6学年]

相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や 考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極 的に生かして合意形成を図り、実践すること。高い 目標をもって粘り強く努力し、自他のよさを伸ばし 合うようにすること。

(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

# 〔児童会活動〕

#### 1 目標(略)

### 2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計 画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するため に話し合い、合意形成を図り実践すること。
- (2) (3) (略)

#### 3 内容の取扱い(略)

#### 〔クラブ活動〕

(略)

### 〔学校行事〕

### 1 目標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を 築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や 連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標 に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となること

#### ■内容の取扱い(1)

- ・現行の「2 内容」をもとにしているが、各学年 段階での学習過程をより具体的に示している。こ のことから、各活動の指導について、小・中9年 間を見通した段階的な指導を行うことが非常に重 要となる。
- 全て2文での構成となっているが、
  - →1 文目が「集団としての合意形成」, つまり(1) の内容について述べたもの。
  - →2 文目が「一人一人の意思決定」, つまり(2)(3) の内容について述べたもの。
  - と捉えることができる。

#### ■内容の取扱い(2)

- ・「その際, 児童が活動を記録し蓄積する教材等を活 用すること」としている。
- ・中教審答申等で「キャリア・パスポート(仮称)」 として述べられていた。今後文部科学省では、ま ず高等学校での実践を進め、参考事例として小・ 中学校にも示していく運びを検討している。

#### 【〔児童会活動〕2 内容 前文】

「それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要 となることについて理解し」

「活動の意義」を児童に理解させることを重視。 この後の〔クラブ活動〕でも同様の表記がされて いる。

### ■(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営

「組織づくり」ということが新たに加えられた。 これは、自発的、自治的な活動という面をさらに強 く打ち出すためである。このあとの〔クラブ活動〕 でも同様に加えられている。

### 【〔学校行事〕 目標】

・「公共の精神を養い」とは、教育基本法第二条(教育の目標)第三号の「公共の精神に基づき」を受けて、学習指導要領第1章総則第1の2の(2)において「公共の精神を尊び」と表されたことと併せて、学校行事の目標に位置付けられたものである。

#### ■ 2 内容 前文

「全ての学年において」と新たに表記された。これは、これ以下の(1)~(5)の内容について、全学年扱わなければならないということを意味している。(〇年生では(1)と(2)と・・・という扱い方はしない)

について理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(略)

(3) 健康安全·体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進,事件や事故, 災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動 の体得,運動に親しむ態度の育成,責任感や連帯感 の涵養,体力の向上などに資するようにすること。 (略)

### Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(略)

- (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1) を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(略)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(略)

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。

(以下略)

#### ■(3) 健康安全·体育的行事

「事件や事故, 災害等から身を守る」は, 昨今の 状況を踏まえて新たに表記。

### 【新設】■指導計画の作成(1)

- ・特別活動においても「主体的・対話的で深い学び の実現を図る」ようにする。
- ・「よりよい人間関係の形成,よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう」と,特別活動指導における三つの視点(人間関係形成,社会参画,自己実現)について改めて示している。

### 【新設】■指導計画の作成(4)

・幼稚園教育から小学校への接続を円滑に行うこと、 そのために小学校と幼稚園が連携を図ることを求 めている。

#### 【新設】■指導計画の作成(5)

- ・障がいのある児童などの指導に当たって、個々の 児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫 することを示している。
- 具体的な例は解説編を参照。

特に、周囲の児童が、配慮を要する児童について 理解して接したり、同じ学級の一員としての意識を 高めて関わったりすることができるように、学級経 営の充実を図っていくことが大切である。

### 【新設】■内容の取扱い(3)

・総則に「第4 児童の発達の支援」が新設され、 学級経営の充実や、ガイダンスとカウンセリング の活用を重視するよう求めたことと呼応してい る。